



## 新型コロナの影響で

# 収入が3割以上減収した世帯は 減額免除されます！

前年の所得が  
300万円以下の場合

## 全額免除も

介護保険料も免除されます

この制度は国のコロナ対策制度です。野洲市が免除したら財源は国が負担します

適用には申請が必要  
活用して負担を軽減しましょう

## 減免の対象は？

① 前年の所得が1000万円以下、②新型コロナの影響で主たる生計維持者の事業収入や給与収入などが前年に比べて3割以上減少する見込みがある（持続化給付金は収

入見込み額に含まれません）、③減収となる所得以外に国保加入者の所得がある場合はその所得が400万円以下であることなどです。

## いくら減免されるの？

例えば、減免の対象になる単身者で前年の所得が300万円以下の場合、国保税が全額免除になります。免除割合は前年の所得で異なりますので、右の表を参考にしてください。介護保険料も免除されます。計算式は下記の通りです。

世帯主の前年所得	減免割合
300万円以下	全額
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1000万円以下	20%

$$\frac{\text{今年の保険税額} \times \text{主な生計維持者の前年所得}}{\text{前年の世帯の合計所得}}$$

$$\times \text{減免割合} = \text{減免額}$$

## 8月定例市議会は23日までです

定例市議会は9月23日まで開催されます。右記が主な日程です。最終日には共産党議員団として市民の願いを込めた意見書を提案します。傍聴にお越しく下さい。

- 8日（火）～10日（木）決算・予算委員会（分科会）
- 11日（金）総務常任委員会、文教福祉常任委員会
- 14日（月）環境経済建設常任委員会
- 23日（木）本会議（最終日）議案の討論・採決

### やす民報

日本共産党野洲市委員会  
2020年9月6日 No.374

市政や市議会へのご意見  
ご要望をお寄せください

野並享子 北野1-7-10 (電話・FAX)587-0985  
 東郷正明 比江864 (電話・FAX)589-4158  
 工藤義明 小篠原879 (電話・FAX)588-1856

ホームページをご覧ください

共産党野洲市議員団 検索